

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

計画内容

【次世代育成対策推進法に基づく行動計画】

○目標1：計画期間内に、男性の育児休業取得率に関して80%を目標とします。

公表項目	年度	実績
男性の育児休業の取得率	令和6年度	75%

より一層の取得しやすい環境を整えます。

〈対策〉 令和7年4月～ 朝礼等での職員への周知。

○目標2：計画期間内に法定時間外労働時間が月20時間を超える人数を12名以下にします。

公表項目	年度	実績
月20時間をこえる職員の人数	令和6年度	15名

新規労働者の確保につとめ上記の対象者の削減に努めます。

〈対策〉 令和7年4月～ IT導入等による業務内容の効率化。

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

○目標3：『女性活躍推進法』に基づき管理職にしめる女性の割合を50%以上に維持します。

公表項目	年度	実績
管理職にしめる女性労働者の割合	令和6年度	57%

〈対策〉 役職者育成等を目的とした研修プログラムの実施。

医療法人社団 松本会

令和7年3月7日策定